令和２年４月１７日

金沢地方裁判所管内の破産事件について

金沢地方裁判所

金沢地方裁判所管内の破産事件について，緊急事態宣言の対象期間中の事務等は，以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

１　新件の申立てについて

申立ての受付はいたします。特に緊急性のある事件は事前に御連絡ください。

２　破産事件の債権者集会

緊急事態宣言の対象期間中の破産事件の債権者集会は延期します。実質的な審理は行いませんので，関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。延期後の次回期日については，次のとおりです。

（金沢地裁本庁）

【指定済みの期日】		【延期後の次回期日】
令和２年４月２２日	→	令和２年９月　９日
令和２年４月２４日	→	令和２年９月１８日

延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

（小松支部）

指定済みの期日が令和２年４月２２日のものは延期します。延期後の次回期日の時間・場所は下記連絡先にお問い合わせください。

（輪島支部）

指定済みの期日が令和２年４月２３日午前１１時のものは，令和２年９月１０日午前１１時に延期します。

（連絡先電話番号）

金沢地裁本庁　０７６－２６２－４６１４

小松支部　０７６１－２２－８９７１

七尾支部　０７６７－５２－４６０２

輪島支部　０７６８－２２－００５４